

令和元年度 第10回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和2年3月18日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

令和元年度 第10回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時** 令和2年3月18日（水）
- 開会時刻** 午前10時00分開会
- 開催場所** 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員** 2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 5番 西辻 政親
6番 森脇 伸宜 7番 下名迫委員 8番 上田 静可
9番 柳 葵
- 欠席委員** 4番 井手上 治己 以上7名出席
- 事務局員** 事務局長 小西 敏嗣 以上1名出席
事務局員 門谷 佳彦・山越 愛梨・民農 里英
- 関係者**
- 議事事項** 議案第8号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について」について
- 議事内容** 次のとおり
- その他

*****午前10時00分 開会*****

事務局（民農里英） おはようございます。定刻となりましたので、令和元年度第10回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員7名。欠席委員1名、4番井手上委員です。

高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局（小西 敏嗣） おはようございます。まずですね、本会議の開催にあたりまして、新型コロナウイルスの感染症の対策としまして、手の消毒、またマスクの着用をお願いしております。皆さま御協力ありがとうございます。

さて、令和元年度としましても、最後の農業委員会となります。また次回から、新年度も始まります。新しい事業もございます。事業を速やかに進めたいと思いますので、皆様方の御理解御協力また事業の啓発等よろしくお願いいたします。

以上です。

事務局（民農里英） ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく、議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は、8番上田委員、2番井阪委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当農業委員会の会長となっておりますので、柳会長よりよろしくお願いいたします。

議長

改めて、おはようございます。今、いろんなコロナウイルスで大変な時代になってます。皆さん健康で過ごしていただきたいと思います。きょうもこれマスクなんかしてしゃべると大変なんですけど、御了承いただきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第8号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について」事務局より説明お願いいたします。

事務局（民農里英） 議案第8号「農地法第3条第2項第5号による特段の面積の設定について」農地法施行規則第17条の別段の面積基準に基づき高野町内の農地の別段の面積について審議願いたい。

令和2年3月18日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

農地を売買・贈与したり、貸し出しする場合には、農地法の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります。

許可基準の一つに受け手の許可後の経営面積が「原則として北海道は2ヘクタール以上、都府県50アール以上になること」という規定があります。これは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

市町村の場合は、平成21年12月施行の改正農地法により、この下限面積50アールが、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合は、農業委員会の判断で別段の面積を定めることができるようになりました。そして、農林水産省通達により、農業委員会は毎年この下限面積について、検討することになっております。

高野町全域に於いて耕作放棄地が増加傾向にあり、高齢化により規模拡大農家が居ないため、できるだけ新しい人が農業を開始しやすいように、また小規模な農業経営をされている農家の方が、規模拡大を望まれる際、ハードルを下げて農地の有効利用を図る必要があるため、現行の10アールの変更は行わないことを事務局の原案として御提案します。

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明ございましたが、御質問、御意見ございませんか。

ないですか、何か。はいどうぞ。

7番 下名迫委員

7番 下名迫です。私としては事務局の提案とおり10アールでいいと思います。

議長

はい。他にないですか。

6番 森脇委員

6番森脇です。別段とは詳しくは何ですか。

事務局（門谷佳彦）

議農地施行規則の中で、農地を取得するときに、最低限の面積取得する面積合わせて持ってないとだめよというような要件あります。その面積が法律上の中では、北海道が5反で都道府県200平米都道府県5反っていうふうに法律で決められてあって、平成21年の農地法改正のときに、市町村の実情に応じて面積を下げてもいいよという話になって、その面積を決めとんのが、その5反とか、2反

とか、3反というのは今回は高野町の場合は、先ほど事務局の彼女が説明したとおり、1反にしますっていうのを、1反というのは別段の面積っていうふうになります。わかりにくいですかね。

6番 森脇委員 別段と下限は一緒ということですか。

事務局（門谷佳彦） 別段という言葉を使わせてもうてますけど、下限面積のことを言ってます。

大体、県内を多く見るとですね、近隣の市町村で言いますと、3反ちゅうのもありますので、今この状況から言うと大体10反もしくは2反っていうところが多くなってきとるのは確かで、逆にその農地のその流動化大きいところは1反にしてしまうと、その無秩序に農地取得する人もおられるということで、だからある程度制限かということで2反にとどめておるところもあったりもしくは3反にとどめてるっていうところは多いです。

うちの場合については、なかなかその農地の流動化等がここ10年ほどのほとんど進んでないっていうところで、耕作放棄地が右肩上がりの増っていう状況を考えたりすると、移住施策も並行してやるうえでは、少ない面積からでも農地を取得できることで取得しやすいような状況をつくって、農地の流動化と耕作放棄地の発生防止をしたっていうのがあるので今回も昨年度と同様に1反を維持したいなというところがございます。

6番 森脇委員 はい、わかりました。

議長 はい。いいですか。他にございませんか。

（「ない」と呼ぶ者あり）

それではないようですので、議案6号について可決したいと思えます。ありがとうございました。

きょうの協議はこれだけですんけど、事務局よりほかにございませんか。

事務局（民農里英） はい。皆様の農業委員会の報酬の能力分についてなんですけれども、今年から活動に応じて、交付するようになってます。活動頂いた分を皆様の活動能力分として、それぞれお支払いさせていただいております。

以上です。

7番 下名迫委員 会義の出席分も関係あるん。

事務局（門谷佳彦） 会義は、基本分に入ってます。今回の能力分は例えば耕作放置の調査を行ってもらうとか、農地の貸し借りのときに活動していただいたりしたり、日常のパトロールで違反転用とかがないとかの活動をしていただいている分です。

議長 はい、わかりました。
そのほかに何かございませんか。

事務局（民農里英） 今回で、令和元年度の農業委員会最後となります。1年間ご尽力いただきありがとうございました。皆様に力を貸していただき1年を終えることができました。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。
それではきょうの会議議案全部、全て終わりましたので、これで終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。

*****午前10時22分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 8 番 _____

署名委員 2 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。